

ご意見をお寄せください! (意見公募)

亀山市立地適正化計画(案)

問合せ先 建設部都市計画室 (☎84-5046)

市では、「都市再生特別措置法」第81条第1項の規定に基づき、住宅と都市機能増進施設の立地の適正化を図るために、「亀山市立地適正化計画」の策定を進めています。

意見を提出できる人 市内に在住・在勤・在学する人、または市内で事業を行う人

閲覧・意見の提出期間

5月9日(火)まで(当日消印有効)

閲覧場所 建設部都市計画室、市情報公開コーナー
(市役所本庁舎2階)、関支所窓口、あいあい窓口
(閲覧は各施設の開庁時間内にできます)

※市ホームページでも閲覧できます。

URL <http://www.city.kameyama.mie.jp>

提出に必要な事項

- ①件名「亀山市立地適正化計画(案)に関する意見」
- ②住所、氏名(ふりがな)
- ③勤務先または通学先(市外に在住する人のみ)
- ④意見

提出方法 提出に必要な事項を記入(様式は自由)の上、郵送、ファクス、Eメールまたは直接、建設部都市計画室(〒519-0195 本丸町577、FAX 82-9669、✉ tokei@city.kameyama.mie.jp)へ提出してください。

意見の取り扱い

- ▷いただいた意見は、取りまとめの上、回答とともに公表します。なお、個別に直接回答はしません。
- ▷意見を提出していただいた人の氏名などの個人情報、公表しません。
- ▷いただいた意見のうち、公表することにより個人の権利や利益を害する恐れのあるものは、その全部または一部を公表しないことがあります。

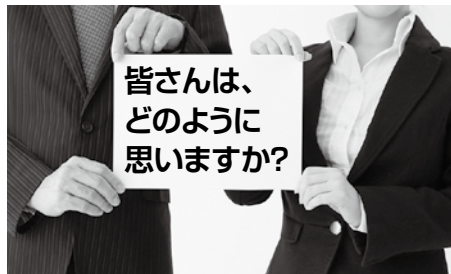
考えてみよう! 共生

人権 男女共同参画 国際化

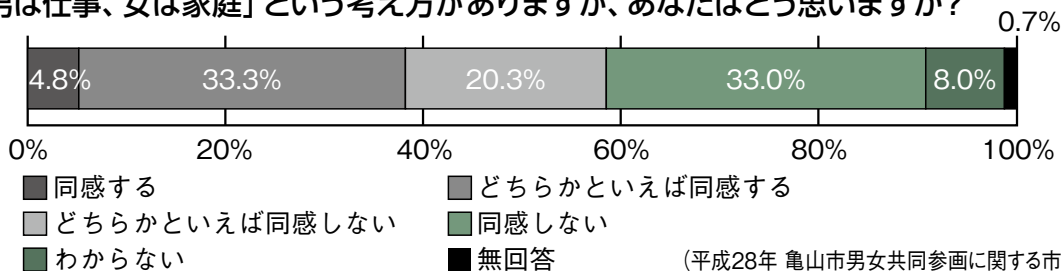
市民文化部文化振興局
共生社会推進室 (☎84-5066)

「男は仕事、女は家庭」という考え方について

平成28年に実施した「亀山市 男女共同参画に関する市民意識調査」では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について、「同感する」または「どちらかといえば同感する」と答えた人は合わせて約38%、一方、「同感しない」または「どちらかといえば同感しない」と答えた人は合わせて約53%でした。



●「男は仕事、女は家庭」という考え方がありますが、あなたはどのように思いますか?



(平成28年 亀山市男女共同参画に関する市民意識調査)

では仮に、男と女を入れ替えて、「女は仕事、男は家庭」という考え方についての意識調査があったとしたら、どのような結果になるのでしょうか?結果は皆さんのご想像にお任せしますが、それだけ多くの人は、「男は仕事、女は家庭」という固定観念を持っていることが認識してもらえないのではないでしょうか。

ここで注意してもらいたいことは、個人が「男は仕事、女は家庭」という考え方に「同感する」ことは問題ではありません。しかし、他人にこのような考え方を押し付けたり、子どもたちにこのような考え方が正しいと植え付けたりしないようにしてください。そして、子どもたちが性別による固定的な役割意識を持つことなく自分らしく成長し、性別にかかわらず個性や能力を十分に発揮できる社会を構築できるように、皆さんも一緒に取り組んでいきましょう。